

(トピックス 1) 環境保護マーク規格標準についての補足説明

東京会場での上記に関する質問（上位の法規は何か？この標準は強制か？）に対して、環境管字第 0980095101 号および環境管字第 0980095101A 号の位置付けを下記に補足する。

「環境保護署 環境管字第 0980095101 号および環境管字第 0980095101A 号の関連上位法規および位置付けは、下記のとおり。

(1) 政府採購法

- ・ 第 96 条（政府によって認可された環境保護マークの使用を許可された製品を政府機関が優先購買する条項）

(2) 機関優先採購環境保護製品弁法

- ・ 第 3 条（政府採購法第 96 条第 1 項の環境保護マークの使用の許可を認可した製品とは、環境保護署が公告している環保マークの製品項目に属し、かつ以下の 1 つに合致しているもの

1. 環境保護署が認可する環境保護マークの使用許可を取得
2. 台湾と互いに承認協議に達している外国の保護マークの使用許可を取得*

*日本環境協会と台湾の（財）環境興発展基金会との間で相互承認がなされている。）

- ・ 第 4 条（政府採購法第 96 条第 1 項で述べている製造・使用過程および廃棄物処理が再生資材、回収可能、低汚染、省エネに合致しているものは、環境保護署が公告している環保マークの製品項目に属していなくても、この条件に合致しているとの環境保護署の認定を受け、証明文書が発行される）

(3) 行政院環境保護署環境保護製品推動使用作業要点（行政規則）

- ・ 環境保護署が、回収、低汚染、省資源等を推進するために、環境保護製品を奨励するとともに機関優先採購環境保護製品弁法第 3 条および第 4 条の規定を執行するための規定
- ・ 環境保護製品には、環境保護署が決定した環保マークの規格標準に合致しているとともに、環保マークを取得して証書を使用している環保マーク製品および第 2 類環境保護製品（環保マーク製品には属さないが、環保特性が減量、重複使用、回収再使用、低汚染、省エネ、省資源等の条件に合致しているもの）を含む

(4) 環境管字第 0980095101 号および環境管字第 0980095101A 号

- ・ 「環境保護製品推動使用作業要点」の第 10 項に基づいて公告

以上より、上記 2 つの公告は、環境保護マークを取得するための要件を規定したものである。いわゆるグリーン調達に関するものと言える。」

上記補足に基づき、講習会資料の正誤を下記のとおり追加する。

< 頁 : 26、スライド番号 : 51、行 : 上 2 >

- ・ 誤 : 「EU RoHS 規定と類似の規格標準」
- ・ 正 : 「EU RoHS 規定と類似の要件を持つ環境保護マーク取得の要件を規定した規格標準」